明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○装置型式指定規則の一部を改正する省令（**国土交通**八〇）　一

〔告　示〕

○無線機器型式検定に合格した機器の件（**総務**三六三）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六六）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**六七）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**法務**四二四）

○国際連合安全保障理事会決議第二千百四十号（イエメン共和国に対する制裁に関する決議）に関する件（**外務**三一九）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一三九四～一三九九）

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**九七五）

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**同**九七六）

○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（**同**九七七）

○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（**東北地方整備局**一四三、一四四）　四

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　消費者庁

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、公示送達、国営荒川中部土地改良事業計画、職員の免職処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

○国土交通省令第八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項及び第百四条の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「第十号第四改訂版」を「第十号第五改訂版」に、「第二十七号第三改訂版」を「第二十七号第四改訂版」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第三十四号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第三十四号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

告　示

○総務省告示第三百六十三号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月九日

総務大臣　山本　早苗

法第37条第２号の機器（船舶に設置する無線航行のためのレーダー）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日	
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＦＡＲ―3220―20ＣＦ	ＲＤＭＳ４ＦＤ９―25ｋＰＯＮ―11	R14001	平成26年９月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＦＡＲ―3320―24ＣＦ	ＲＤＬＳ４ＦＤ９―25ｋＰＯＮ―７	R14002	平成26年９月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＦＡＲ―3230Ｓ―36ＣＦ	ＲＤＭＳ４ＦＤ３―30ｋＰＯＮ―２	R14003	平成26年９月17日
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＦＡＲ―3330Ｓ―36ＣＦ	ＲＤＬＳ４ＦＤ３―30ｋＰＯＮ―３	R14004	平成26年９月17日